

## 入札説明書

祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却の一般競争入札（条件付）については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定める事項のほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

### 1 公告日 令和7年9月18日

### 2 一般競争入札（条件付）に付する事項

- |               |                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 売払い物件     | 祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却                                                                              |
| (2) 売払い物件の特質等 | 仕様書のとおり                                                                                           |
| (3) 売却期間      | 令和8年4月1日前0時から令和10年3月31日午後12時まで                                                                    |
| (4) 売却場所      | 祝子発電所 宮崎県延岡市檜山<br>上祝子発電所 宮崎県延岡市北川町川内名<br>浜砂発電所 宮崎県延岡市宮長町<br>立花発電所 宮崎県西都市大字寒川<br>三財発電所 宮崎県西都市大字上三財 |

### 3 入札参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種が物品に関する業種で、営業種目がその他で、種目がその他の者であること。
- (3) 宮崎県知事が定める物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者又は同法第27条の30の規定により特定卸供給事業の届出をした者であること。
- (6) 過去に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかつたため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- (7) 小売電気事業者又は特定卸供給事業者として令和6年度の電力供給実績が119,742,000kWh以上であること。
- (8) 直近の事業年度の財務諸表において、債務超過及び累積損失がないこと。

#### 4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で入札を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手・提出及び問合せ先

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県会計管理局 物品管理調達課 物品調達第一担当

電話 0985-26-7208

随時受付競争入札参加資格審査申請書（物品等）ホームページ

（<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/buppinkanri/kense/shinse-todokede/20230830135544.html>）

(2) 名簿登載の期限

入札書の提出期限までに登載を完了させること。

#### 5 入札手続

(1) 入札に参加する者は、別紙様式1の入札書を持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出しなければならない。

入札書に記載する日付は、提出日もしくは発送日とする。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため、留意すること。

(2) 入札書の提出場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

宮崎県企業局 総務課経営企画室 経営担当

電話 0985-26-9759

(3) 入札書の提出期限

令和7年11月4日 午後5時まで

(4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2の委任状を提出するとともに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示及び代理人の氏名を記載して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）すること。

(5) 入札書は封筒に入れて密封し、封皮に氏名（法人の場合は名称又は商号）及び『11月5日開封 祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却の入札書在中』と朱書きすること。

なお、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『11月5日開封 祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却の入札書在中』と朱書きすること。

(6) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。

ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にある

と認めたときは、入札の執行を延期又は取り消す。

## 6 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、1 kWhあたりの電力量料金単価とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 7 入札説明会及び入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明会は実施しない。入札説明書等に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

### (1) 質問の受付先

〒880-0803 宮崎市旭1丁目2番2号

宮崎県企業局 総務課経営企画室 経営担当

電話 0985-26-9759

FAX 0985-26-9754

Email kigyo-keieikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

### (2) 質問の受付方法

令和7年10月10日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）に質問書（別紙様式3）の書面（Email又はFAX）で受け付けるものとする。

### (3) 質問の回答方法

質問者に書面（Email又はFAX）で回答するとともに、県庁ホームページで随時公表する。なお、回答書は発注機関においても閲覧できるものとする。

## 8 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時 令和7年11月5日 午後2時30分

(2) 開札の場所 宮崎県企業局庁舎 4階会議室

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

企業局会計規程（平成14年企業局企業管理規程第6号）第88条の規定による。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 10 入札の効力

次の(1)から(8)のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札公告に示した入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (2) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (3) 同一人が同一事項について二通以上の入札
- (4) 二人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札

## 11 落札候補者の決定等

- (1) 予定価格以上で最高価格の有効な入札を行った者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 12 入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者の資格確認を行うため、入札参加資格確認申請書（別紙様式4。以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「添付資料」という。）の提出を求めるものとする。ただし、当該落札候補者が入札参加資格を満たしていないことが明らかな場合は、提出を求めるものとする。
  - ア 小売電気事業の登録を受けている者又は特定卸供給事業の届出をした者であることを確認できる書類
  - イ 小売電気事業者又は特定卸供給事業者として令和6年度の電力供給実績が119,742,000kWh以上で

### あることを確認できる書類

ウ 直近の財務諸表の写し（損益計算書及び貸借対照表。申請直近の事業年度のもの。）

- (2) 申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）の提出は、発注機関の長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内に落札候補者が発注機関に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便など配達の記録ができるものであって、発注機関の長が申請を指示した日の翌日から起算して2日以内の消印のものに限る。）により行うものとする。
- (3) 提出期限日以降は、申請書等の修正及び再提出を認めない。ただし、発注機関の長が指示した場合はこの限りでない。
- (4) 提出期限日までに申請書等を提出しない場合又は資格確認のために発注機関の長が行う指示に従わない場合は、当該落札候補者がした入札は無効とする。
- (5) 資格確認は、申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、資格確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

## 13 落札者の決定

- (1) 資格確認の結果、落札候補者が入札参加資格を満たすことが認められた場合には、当該落札候補者を落札者として決定する。
- (2) 落札者が決定した場合にあっては、落札決定通知書により通知する。
- (3) 落札候補者に入札参加資格がない場合（12の（1）のただし書きにおいて申請書等の提出を求めなかった場合も含む。）においては、入札参加資格確認結果通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知する。
- (4) 落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明した場合においては、当該落札決定を取り消し、落札決定取消通知書により入札参加資格がないとした理由を付して通知する。

## 14 次順位者の資格確認

- (1) 発注機関の長は、落札候補者に入札参加資格がない場合には、13の（3）の規定により入札参加資格がない者、13の（4）の規定により落札決定を取り消された者又は10の規定により入札を無効とされた者（以下「無効者等」という。）を除き予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札候補者として資格確認を行うものとする。
- (2) (1)の無効者等を除き予定価格以上で最高価格をもって入札した者が二人以上あるときは、当該入札にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときには、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 費用の負担

- (1) 12に規定する申請書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 申請書等は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。

(3) 申請書等は、返却しない。

## 16 契約書の作成

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この売却契約は、単価契約とする。
- (3) この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。ただし、7日以内に契約を結ぶことが明らかに困難な場合は、その旨を速やかに申し出こととする。
- (4) 契約保証金は契約締結日までに納付すること。単価契約の場合、予定数量（令和8年度及び令和9年度の予定売却電力量の合計）に落札価格を乗じた金額を契約金額と捉え、その金額に契約保証金の率を乗じて算定する。
- (5) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記9の(2)のア、イいずれかを確認する書類を、契約締結日までに提出すること。

## 17 入札結果の公表

- (1) 発注機関の長は、入札者及び入札金額を県庁ホームページに掲載するものとする。
- (2) 公表期間は、入札執行日に属する年度の翌年度の3月31日までとする。

## 開札に関する注意事項

### 1 開札について

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 落札候補者がない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時にこれを行う。

### 2 開札結果について

落札候補者が決定した場合は、開札の結果をその場で発表する。ただし、入札者又はその代理人の立会いがないときは別途連絡を行う。

### 3 初度の入札において落札候補者がない場合

- (1) 開札の場において入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合  
直ちに再度の入札を行うため、参加する者は再入札用の入札書が必要となる。
- (2) 開札の場において入札者又はその代理人で立ち会っていない者がある場合  
次により再度の入札を行う。
  - ア 再度の入札の開札の日時、場所  
開札の日時 令和7年11月13日 午後3時30分  
開札の場所 宮崎県企業局庁舎 4階会議室
  - イ 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に、手書き等で「再」と記入すること。
  - ウ 再度の入札書は初度の入札と同様に、封筒に入れて密封し、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『11月13日開封 祝子発電所ほか4か所で発電する電気の売却の再入札書在中』と朱書きすること。
  - エ 再度の入札の代理人が初度の入札と異なる場合は、再度の入札のための委任状が必要となる。
  - オ 再度の入札に参加する者は、再度の入札書を令和7年11月12日 午後5時までに届くよう持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）により提出すること。
  - カ 再度の入札において、前回の最高入札価格以下の入札金額を提出した者は失格とする。
  - キ その他の事項については、初度の入札と同じとする。